

NPO 釜ヶ崎

野宿生活者の就労機会拡大・居住・生活の安定のために、私たちは努力します。

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 1-5-4
TEL06(6630)6060 E-mail: npokama@npokama.org http://www.npokama.org

「野宿生活者自立支援法」成立後の 実効ある施策の実現を求めて

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」成立後の、初めての関連国家予算がどの程度の規模になるか注目されていたが、厚生労働省が要求した平成 15 年度のホームレス対策予算は 34 億円であることが明らかとなった。その内容は以下の通り。

◎ホームレス対策予算(要求)

1. ホームレス総合相談推進事業(3.8 億円:新規事業) ホームレスを多く抱える地域において、行政、支援団体、地域住民等で構成するホームレス総合相談推進協議会を設置し、ホームレス問題に関する協議・調整、総合相談の企画等を行うとともに、相談計画に基づく巡回相談活動等を実施することによりホームレスの自立を支援する。

2. ホームレス自立支援事業(10.3 億円) ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談・紹介等により、

ホームレスの就労による自立を支援する。 16 ヲ所 (定員 1,900 人)

3. ホームレス緊急一時宿泊事業(シエルター事業)(9.8 億円) 都市公園等でテントを張り・小屋掛けにより生活するホームレスに対して、緊急一時的な居住場所を提供することにより、ホームレス自身の健康状態の悪化等を防止することにより、ホームレスの自立を支援する。 3,100 人分

4. ホームレス能力活用推進事業(44 百万円) 一般雇用施策の中での対応が困難な者に対して、都市雑業的な職種の情報収集・提供等を行う事業を創設し、ホームレスの自立を支援する。 5 ヲ所

5. ホームレスの自立の支援等に関する職業相談員の配置(2.1 億円) 自立支援センターに、公共職業安定所から職業相談員を派遣し、ホームレス自立支援事業と連携を図りつつ、きめ細やかな職業相談等を行う。

さらに、ホームレスとなることを防

止するため、ホームレスとなるおそれのある者が多数存在する地域を管轄する公共職業安定所に職業相談員を配置して同様に相談・援助業務を行う。

6. ホームレス等試行雇用事業(2.4億円:新規事業) 自立支援センターに入所しているホームレスや常用雇用を希望する日雇労働者を対象に、短期間試行的に民間企業に雇用してもらうことにより、ホームレス等の新たな職場への円滑な適応を促進し、常用雇用への移行につなげる。試行雇用実施事業主に対しては奨励金を支給する。

7. 日雇労働者等技能講習事業(4.6億円) 日雇労働者及び自立支援センターに入所しているホームレスに対し、職場で必要とされる技能・資格を習得させ、就労機会の確保を図るとともに常用化の促進を図る。

.....
予算要求額 34 億円は、14 年度の総額 13 億円と比べると 2.5 倍に増えてはいるものの、なお不十分である。しかもその内容は、自立支援センターの運営を行う自立支援事業と、都市公園対策のシェルター事業とで 6 割(20.1 億円)を占めており、これらの事業を主とした既存事業「当面の対応策」の拡充が中心となっている。

平成 11 年 5 月に、政府の「ホームレス問題連絡会議」がまとめた「当面の対応策」をもとに、大阪に 3 箇所の自

立支援センターが設置されているが、これまでの 3 施設合計の入所総数は 1,117 人、退所総数 878 人、そのうち就職した人は約 4 割の 344 人である

(いずれも平成 14 年 7 月末現在の人数、大阪市による)。これは、3 施設が実際に稼動を始めた平成 13 年 1 月～14 年 7 月の 19 ヶ月で単純に割ると、1 ヶ月あたり 18 人、1 年間で 216 人が就職した計算になる。この数字は、1 万人を超える大阪市の野宿生活者に 10 年かかっても対応しきれず、自立支援センターやシェルターのみでは問題の解決にはならないことを示している。

なお、新規事業としては、「ホームレス総合相談推進協議会」の設置による相談活動等の実施や、民間企業での試行雇用事業があげられている。

国土交通省は、「自立可能となったホームレスに対する住宅対策」として、民間賃貸住宅の空家情報の提供や公営住宅の活用等の対策をあげているが、一般施策の予算内で行うとしている。

去る 9 月 10 日には、釜ヶ崎支援機構、野宿者・人権資料センター等の全国各地の 8 団体は、厚生労働省と国土交通省へ陳情を行い、各地の現状を説明した上で、就労支援を中心とした対策を進めるよう要望した。支援法による具体的施策を求め、新たな公的就労の仕組みを作るべく、今後も関係省庁や大阪府、大阪市等へ働きかけていきたい。

有識者の「野宿生活者自立支援法」に対する見解

～9・13 シンポジウムの集いから～

昨年2001年6月に、連合大阪、部落解放同盟西成支部、釜ヶ崎支援機構等が結集して中央行動及び決起集会を行い、大同団結して「自立支援法」の早期成立を目指してきた。法の成立が実現した今、法に基づく施策の実施や今後の課題について議論を深めるために、9月13日、これらの団体が集まりシンポジウムを開催した(於エル・おおさか、参加者140名)。テーマは、「野宿生活者自立支援法成立！ 今、私達は何をすべきか」。4名のパネラーが、「自立支援法」に対する評価と、今後取り組むべき課題について問題提起をした。

本田哲郎氏(釜ヶ崎反失業連絡会共同代表) 釜ヶ崎の支援団体4団体が集まって、釜ヶ崎反失業連絡会を結成した当初から、趣旨が変わることなく終始一貫した運動の結果、法の成立に至った。法の成立によって、野宿生活者問題に対する国の責任が認められたことが嬉しい。今も路上死が絶えない中で、理念の積み重ねだけではなく、緊急性が何よりも重要である、と考える。

要宏輝氏(連合大阪・中小労働運動センター所長) 連合大阪は、労働者の立場から野宿生活者問題に取り組んできた。フリーターも含めて失業者が1,000万人を超えている状況は、政策



の面から言えば人災である。法の意義は、①野宿生活者に自立・就労のセーフティネットが張られる、②野宿生活者だけでなく、失業者、フリーターも含めた雇用対策が進む、③国際的評価にもたえる「付帯決議」、である。来年度予算は不十分であり、相当の財政措置が必要。また、雇用対策は失業手当から就労支援へ大きくシフトすべきで、来年度予算に盛り込まれているトライアル雇用は唯一の目玉である。また、公園適正化問題については、地域住民・当事者・行政の三者間の社会的な調整が求められており、人間の尊厳をベースにしながら関係者の調整を図っていければよい。

島和博(大阪市立大学文学部社会学教員) 野宿生活者問題は寄せ場の問題であると思っている。法は国の責務を認めつつも、実施するのは現場側であり、現場の当事者、民間団体、行政が話し合う余地があると読める。釜ヶ崎の1、2年先を見据えた就労対策のビジョンを、労働者の側から出せれば

よいと思う。

富田一幸(部落解放同盟西成支部副支部長) 法の意義と課題について。①ソーシャルインクルージョンによって人間が助け合い共に生きるための、法による打開案を作った。

②労働力が買い叩かれて、官の入札で最低制限価格の撤廃にまで至ったことは、モラルの崩壊を意味している。モラルを再建するために、自治体は仕事を出すべきである。

③就労か福祉かの二者択一ではなく、例えば生活保護の切り売り(医療扶助だけ受けられる)等、第三の道を探る余地がある。

④大阪市長が言った「ネームレス」

は、関係者が当事者のことを認めていないという指摘だったように思う。無視、無関心から脱却するための関係を作ったことが大きな意義。

問題なのはこの町ではなく人間である、人間が変われば町も変わる、ということを見つけたことが、法案を作る一つのきっかけだった。人間を支援する法律であるというのが大事な点。

また、西成区の場合、住民参加型まちづくりと連動することが重要で、”就労支援型グループホーム”や、”野宿生活者支援型通勤寮”等やればいい。法には細かいことが書いていないのが欠点であり長所でもある。

自転車修理講習が人気 ～技能講習会開催中

昨年度からの継続事業「野宿生活者能力活用推進事業」で、自転車修理と靴修理の技能講習を、野宿生活者を対象として継続して開講している。講習会場は、昨年度より4月末までは長居仮設一時避難所の一棟を間借りしていたが、5月中旬より西成仮設一時避難所内に会場が設置され、14名の受講生が週2回のペースで受講している。

人気の自転車修理講習は、地元の自転車店「ウエサイクル商事」にご協力頂き、整備の必要な中古自転車のサイクルにも重点を置き、塗装仕上げまで行う。整備した自転車はウエサイクル商事の店頭に並べられ、1台売れたら800円の整備費を頂いている。現時点で整備した40台程の自転車が売れた。

これらの修理やメンテナンスで得られた収入は、技能講習の運営費に還元している。これらの実技を継続して行い、徐々に事業化を目指していきたい。その準備として、釜ヶ崎支援機構は法人として「古物商」の許可を大阪府公安委員会から得た。



今年も盛況のうちに終わる ～第31回 釜ヶ崎夏祭り～

8月12～15日の前夜祭を含む4日間、釜ヶ崎の三角公園で、「第31回釜ヶ崎夏祭り」が第31回釜ヶ崎夏祭り実行委員会によって行われた。

盛り上がったイベント・屋台 13～15日の3日間、春風うららさん、珠木奈美さん、今里哲さん等17組のアーティストによるバンド演奏や演歌が披露された。最終日の夜には毎年、労働者の人気を集める曾野恵子さんが登場、大勢の労働者の喚声に包まれた。

また、スイカ割り、のど自慢大会、綱引き、相撲大会、腕相撲大会等、地区労働者だけでなく、三角公園周辺や遠方から来た人々も参加、周りで見ている観衆と一体となって盛り上がっていた。また、連日盆踊りがあり、地区労働者もそうでないものも共に輪になって踊り、楽しんだ。会場内には、そ

うめん、焼き鳥、イカ焼き、カキ氷等の屋台が立ち並び、盛況であった。

慰霊祭 釜ヶ崎の街では、路上で亡くなるなど身寄りなく行き倒れになる人が絶えない。会場の一角に、釜ヶ崎で亡くなった人々の名前が掲げられ、焼香台が設けられて花が供えられた。物故者名簿を丹念に眺め、アイツも死んだかと驚く人、死んだアイツの名がないのはかわいそうだという人、様々な思いを込めて手を合わせていく。15日には祭りの前半で、慰霊祭が行われ、一同黙祷して祈りを捧げた。



祭壇前で祈りを捧げる人々



相撲大会



屋台は多くの人で賑わった

西成公園でも盆踊り また、8月31日には、西成区津守の西成公園でも、恒例の盆踊りが行われた（野宿者ネットワークとキリスト教諸団体との共催による）。祭りでは、亡くなった労働者への慰霊、唄や労働者参加ののど自慢大会、そして盆踊りが行われた。お酒やおでん、シチュー等が参加した人にふるまわれて、西成公園でテント生活している労働者や、西成仮設一時避難所の入所者も共に楽しんだ。

ヨーロッパのホームレス問題の施策

昨年10月より、「あいりん地区問題研究会(就労に関する研究会)」が連合大阪の主催で開かれている。研究会には、労組、学識経験者、行政、民間団体が参加、自立支援センターの課題や就労施策等の野宿生活者の就労問題について議論を重ねている。その中で、イギリスやフランスのホームレス支援についても報告された。ここでは、ヨーロッパのホームレス支援について紹介する。

イギリス、フランス、ドイツのホームレス支援策等の概要を付表に示す。

まず、欧州でのホームレスの定義は、日本で言う野宿生活者だけを指すものではない。簡易ホテルや一時的滞在施設に入所している人等も含む広い概念である。その数は、イングランドで10万人(1999年)、フランス73万人(1998年)、ドイツ55万人(1999年)となっている。純然たる路上生活者数は、イングランド703人・ロンドン357人(2001年)、ドイツ26,000人(1999年)(フランスについては不明)とされている。

ホームレス対策の法的根拠としては、イギリスでは住宅法、ドイツでは社会扶助法があり、フランスでは複数の法で対応している。

野宿者に対する支援については、いずれの国も、シェルター等の滞在施設、食事提供、医療面の支援を行っている。

イギリスでは恒久的住宅を確保したり、精神障害、アルコール、薬物問題を重視し、これらの専門家チームを作ってアプローチしている。

元野宿者の生活を再構築して、野宿に戻らないようにする施策として、イギリスでは、賃借権維持チームの設立や、家具の修繕等のプログラムによる、給付に依存する生活から雇用への移行を図る支援がなされている。

フランスでは、社会参入宿泊施設から社会住宅への移行の道筋が作られており、そのために必要なケアを併せて受けることができる。また就労支援として、企業での職業養成実習、雇用契約等が国の補助を受けて行われており、職業訓練として、民間団体が精神的身体的に問題を抱えた人(野宿者も含まれる)を非営利組織等に派遣、そして技能水準が上がれば企業に派遣する、といった取り組みをしている。

さらに、新たな野宿者の発生を予防するために、ドイツでは自治体が滞納家賃を肩代わりする措置を行っている。

日本では「自立支援法」が出来て間もなく、その運用の仕方を含めた今後の施策が問われている段階である。これらの欧州諸国に比べると予防目的の施策や社会再参入に必要な就労面や住宅面でのバックアップがまだまだ薄く、これらの事例から学ぶことは多い。

付表 イギリス、フランス、ドイツのホームレス支援策等の概要

	イギリス	フランス	ドイツ
ホームレスの定義	①占有することができない居住を持つていない状態にある世帯の一員、②家があってもそこに立ち入れない場合、③そこが住むことが許されない場合、④船で生活する場合、⑤そこが継続的に占有する理由をもっていない場合、⑥28日以内にホームレスになる可能性がある場合	短期間で自治的な住居にアクセスできる展望のない人々：①宿泊センター、②受け入れセンター入所者、③ホテル、家具つき部屋等の居住者、④第三者宅での居候のうちで住居アクセス手段のない余様なくされた宿泊者、⑤ロマ人等キャンピングカーや一時しのぎ住宅居住者、SOF (=住所不定者)	賃貸借契約上、保障された居住空間を持たない人。路上生活者だけでなく、一時的に知人の家に宿泊している人、安い簡易ホテル、一時的滞在施設に入所している人等も含む広い概念
ホームレス数	104,770人 (1999年)	約730,000人 (1998年)	550,000人 (1999年)
野宿者数	703人 (1999年)、 357人 (2001年)	不明	26,000人 (1999年)
ホームレス対策の法的根拠	住宅法 (1977年)	ホームレスのみを対象とした法律はない。参入最低所得手当、住宅扶助、普遍的医療保障法、「社会的排除と闘うための法律」等で対応。	社会扶助法 (1961年)
野宿者対策	①野宿者に対する施策 シエルトターの設備、医療サービス、恒久的住宅の確保、精神障害・アルコール・薬物の専門家チームによるアプローチ等	i) 無料電話による緊急対応、ii) 緊急援助 (医療、食事、寝具等)	「救居の低い扶助」(日中滞在する施設、食事提供、移動医師、臨時宿泊所、社会扶助の基準額支給)
	②元野宿者の生活を再構築し、再び野宿に陥らないようにしていく施策 i) 芸術活動やワークショップの実施 (野宿者に自信を持たせる施策)、ii) 賃借権維持チーム設立 (仕事や訓練機会提供を通して住宅の賃貸契約が維持されるよう支援) iii) 給付に依存する生活から雇用への移行 (路上新聞、家具の修繕、ガーデニング、運転免許取得等のプログラム)	社会参入宿泊施設→社会的レジデンス(住宅)→社会住宅へと移行。この間、医療保障、メンタルケア、ソーシャルワーカーの相談、家賃補助等が受けられる。就労支援として、企業における職業養成実習、企業の雇用契約(国の補助を受けての公的就労)、派遣による就労困難層の職業訓練	住宅獲得後のソーシャルワーク援助
	③新たな野宿者の発生を防ぐための施策 犯罪歴のある者や軍隊経験のある者に対して、住宅、各種給付に関する相談の実施		「特別な場合の生活扶助」(自治体による滞納家賃の肩代わり措置)

○引用・参考文献:(1) 福原宏幸編 (2002): 小特集: ヨーロッパにおけるホームレス問題への挑戦. 経済学雑誌, 102巻 3・4号, 1-55.

(2) 嵯峨嘉子 (2002): ホームレスと社会扶助. 雇用政策と公的扶助の交錯, 御茶の水書房, 東京, pp. 203-219.

「Soul in 釜ヶ崎 ～魂の痛みを聞く～」

8月25日、シンポジウム&ライブ「Soul in 釜ヶ崎～魂の痛みを聞く」が阿倍野区民センターで開催され、約400人が参加しました『主催:「Soul in 釜ヶ崎」実行委員会=世界宗教者平和会議日本委員会(WCRP)青年部会・金光教平和活動センター(KPAC)・大阪宗教連盟・釜ヶ崎支援機構・釜ヶ崎の街再生フォーラム。後援=同和問題にとりくむ大阪宗教者連絡会議(大宗連)。賛同=金光教大阪センター他』

第1部はシンポジウムで、釜ヶ崎反失業連絡会共同代表の本田哲郎氏と、天理大学教授の池田土郎氏からの発題に続き、4人のパネラーより各々の立場から話があり、実際に野宿を強いられている労働者の過酷な状況や、労働者の心の支えとなること、宗教家としての立場からの人の救済等について話

題が供されました。

また、宗教学者の鎌田東二氏が、「魂の痛みを聞く」と題して講演され、自作の「神道ソング」を熱唱しながら、「自分の魂の中から響いてくる声に耳を傾けながら、巡礼をしていくような人生を生きてゆきたい」と語りました。

第2部は、和楽器集団「独楽(こま)」による演奏で、和太鼓を中心とした、琴、尺八等の演奏が披露されました。

今回のシンポジウムも支援活動の一つで、シンポジウムの参加費から釜ヶ崎支援機構にご寄付頂きました。



実行委員会「世界宗教者平和会議日本委員会(WCRP)」の青年たちは、シンポジウムに先立ち釜ヶ崎を訪れ、野宿生活者への米飯とイワシの缶詰・水の提供奉仕をされました。センターの1・3階フロアとその周辺で、1000人分。参加者は「ありがとう」といわれる人が多く、暖かいものを感じた、と感想を述べていました。



福祉相談部門報告 人の死

福祉相談部門が活動を開始した2000年の3月から現在2年6ヶ月。生活保護受給（居宅保護）に至った人は500人を超えた。うち、亡くなった人は22人。年金で自活していたKさんと、扶養義務家族の関係で保護受給に至らなかったMさん（会報9号参照）、共に深い関わりをもった彼らを加えると、計24人。すべて男性。

これまで福祉相談部門を通じて居宅での生活をしてきた方のうち、亡くなった方の死亡時の年齢と死因の表を掲げる。

死亡時の年齢の平均が66.4才。モード（＝頻度が最も高い数値）も66才。「若すぎる」と誰もが感じるだろう。例えば、厚生労働省「平成13年度簡易生命表」によれば、60歳の平均余命は21.72歳、65歳の平均余命は17.78才である。

よく当事者や支援者の間で「保護にかかって1年目が鬼門」と言われるが、保護申請してから亡くなるまでの月数は平均9.1ヶ月（この数値は保護にかかっていなかったKさん・Mさんを除

	享年	死因/病名	死に場所	備考
1	Aさん	48 交通事故	病院	飲酒しての事故
2	Bさん	74 路上で転倒、硬膜・くも膜下出血	病院	飲酒しての事故
3	Cさん	73 病死	自室	原因不明・死ぬ前は病院受診歴全く
4	Dさん	67 溺死	住之江港	
5	Eさん	67 自殺	自室	
6	Fさん	69 不明	病院	
7	Gさん	70 頸部悪性腫瘍	病院	死に遅れ、治療中断
8	Hさん	66 十二指腸動脈瘤破裂	病院	誤診あり
9	Iさん	49 自殺	駅構内	初、口大詞症だった
10	Jさん	63 飲酒して風呂場で心臓発作あるいは溺死	救急病院	
11	Kさん	74 心臓発作	自室	
12	Lさん	79 動脈瘤破裂	病院	
13	Mさん	70 くも膜下出血	病院	
14	Nさん	66 食道ガン	病院	
15	Oさん	66 肝硬変	病院	
16	Pさん	65 脳梗塞	アパートのトイレ	
17	Qさん	68 脳梗塞・心臓発作	病院	
18	Rさん	70 心臓病	自室	
19	Sさん	66 脳梗塞	自室	
20	Tさん	48 不明	不明	アルコール依存症だった
21	Uさん	65 胃がん	病院	発見遅れ
22	Vさん	68 不明	病院	
23	Wさん	74 路上で転倒、外傷によるくも膜下出血	病院	てんかんの持病あり
24	Xさん	69 肝臓ガン	病院	治療中断

いて、母数22人として計算、22人のうち20人がそれまで野宿生活・小屋での生活を強いられていた)で、1年より短い。【註1】

因みに24人中23人の前職は釜ヶ崎を拠点とした建築日雇い労働。残る一人も京都のガラス工場の寮での日雇いだ。

死に場所 「死に場所」のパーセンテージをみると、「病院」が62.5%・「アパート内」が25.0%・その他が12.5%

ということになる。必ずしも「病院で死ぬ」ことが幸福とはいえないが、誰にも看取られずにアパートで死んでいった「孤独死」が6人。

酒害 事故死の多くは飲酒上のものと思われる。交通事故・風呂場で心臓発作・路上で転倒等が死に至ることになった人たちは、目撃証言によれば、直前はかなり深酒をしていた。また自室で「孤独死」したうちの1人は死因は「虚血性心不全」とあるが、これも大量飲酒の結果。精神症状・禁断症状などを経験してはいなかったとはいえ、彼らのほとんどが広義のアルコール依存症者であっただろうと推測される。アルコールの害についての啓蒙と、何より「酒に代る生きがいの創出」の必要性をつくづく感じる。

自殺 2人が自殺した。私たちは支援者としての未熟を憾む。**【註2】**

病死 病院で亡くなった人の中には、適切な治療から「疎外」されて、死期を早めてしまったと思わざるを得ない例も。例えば、医師とのコミュニケーションがうまくいかず、治療中断のため手遅れになった人たち。**【註3】** これらは「病院嫌い」「本人のわがまま・こらえ性のなさ」「コミュニケーション能力の欠如」などと、個人の資質や性格のみに責任を負わず分けにはいかない。「インフォームド・コンセント」がどうやって実現できるのか、という課

題を差し出す。

望ましい治療関係を取り結ぶための支援＝医師と患者の間のパイプ役に人、医療に関する知識をもった専門のボランティアの必要性を感じる。

当人にとっての死(あるいは生)が、満足行くものだったのかどうかという点について、残された者が本当のところを知る由もない。しかし、多くの場合、「もっと別の死に方(あるいは生き方)がありえたかもしれない」と思わざるを得ないことばかりだ。そんなことを思うのは生き残っている者の不遜か、なぜなら、死んでいった人はみな精一杯生きたのは確か、「これでいいのだ」と思いたい・思えない。

【註1】 Nさんは相談にきた時点で自分が末期の肺ガンで余命幾ばくもないことを知っていた。保護申請受理まで時間がかかったのは、かなりの旧式ではあるが自動車という「資産」があったから。彼は自らダットサンを駆り和歌山まで行って廃車処理をした。その2日後に様態急変。

【註2】 Eさんは、ギャンブルへの嗜癖があり、今回2度目の生保の生活だった。再挑戦の意気込みと支援者の鼓舞・励ましが、かえって彼を追い詰める結果になってしまったのか。Iさんは統合失調症(精神分裂病)を患っていたが、最期の日々はうつ状態に陥り

通院が滞っていた。その際に適切な介入が出来なかった。

【註3】 医療者との仲介のボランティアの必要性を感じさせるケース 2 例

①物静かだがしっかりもののGさん

「2001年の春頃から頸部右側に腫れ物が。最初は痛みも無いので放っておいたらどんどん大きくなった。近所の病院にいったら、「悪性腫瘍の疑い」ということで大きな病院を紹介される。切除するには遅すぎ、放射線治療に望みを託すことになる。その後ガン組織は一旦小さくなったのだが、その後、医師による治療の説明がうまくいかず、本人は通院をやめてしまう。放射線照射を中断すればガンはそれまで以上に悪化する。夏には腫瘍が喉を圧迫、ものが食べられない状態になった。スタッフとともに病院に再診した時、主治

医は「もう、うちでは手に負えません。地域の病院で栄養の点滴を受けてください」といった。それから3ヶ月してGさんは亡くなった。

②Xさんは確かに病院嫌いだった。

2001年夏ごろから下腹部の痛み・下痢がひどくなる。病院受診すると「大腸がん」とのことで、切除の手術をする。まだ傷口がふさがりきらないうちに退院した。その後も通院治療・抗がん剤服用をするが、いつしか病院から足が遠のく。2002年の春先から再び体調悪化。数回、救急病院へ搬送される。肝臓や肺に新たなガンが発見される。2002年の9月に亡くなった。最初の退院後の通院・抗がん剤の服用を続けていけば、と、人懐っこい笑顔の遺影を見ながら思う。

萩之茶屋駅周辺まちづくり研究会発足

「大阪市まちづくり活動支援制度」の規定による推進団体としての認定を受けて、「萩之茶屋駅周辺まちづくり研究会」が発足した（当法人は法人会員として参加）。萩之茶屋駅周辺のごみ問題や生活環境の悪化等の課題に対し、子ども達がすくすくと健やかに生まれ、お年寄りや住民が安全で明るく暮らせるようなまちづくりを目指し、自らがお互いに協力して将来の私たちのまちのあり方や基盤施設などのあり方などを検討し、まちづくり構想を策定することを目的としている。

あいりん臨時夜間緊急避難所に関する地元説明会（平成12年1月）を契機として、地域住民の有志が相寄り地域の清掃活動・環境美化活動をおこなってきた。写真は第2回会合。



日頃のご支援

ありがとうございます。

*いつも、寄付、カンパのご協力ありがとうございます。毎月定期的に寄付金やカンパを送ってくださる方もいらっしゃいます。

8月下旬頃には、石川県の農家の方から玄米 2,100kg をお送りいただきました。この玄米は、精米に出して釜ヶ崎の三角公園で炊き出しをしている団体「勝ち取る会」へ提供し、炊き出しに使わせていただくことにしました（「勝ち取る会」による炊き出しは、毎週火曜日と土曜日の週2回行われてい



三角公園での炊き出し

ます)。

皆さんから頂いた衣類、日用品、毛布、食糧等は、野宿を余儀なくされている労働者に提供させて頂いています。

また、9月上旬には、部落解放同盟西成支部より寄付金 50 万円を頂きました。ありがとうございました。



部落解放同盟西成支部様より寄付を受け取る山田理事長(左)

写真右は、1999年初めての東京行動の時に東京でお世話になった小林みちひろ氏。

その他に、靴やイワシの缶詰など企業からの物資の寄贈が増えています。

2002 年度第3回会員の集い

10月20日(日)午後2時より

NPO 事務所 2 階で行います。

ぜひご参加ください。

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 会報 13号 2002年9月30日

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 1 - 5 - 4

電話 06 (6630) 6060 FAX06 (6630) 9777

会費・寄付の振込口座: 郵便振替: 00900-1-147702 釜ヶ崎支援機構

福祉部門への振込口座: UFJ 銀行萩之茶屋支店 (普) 1114951 釜ヶ崎支援機構